



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○ジャガイモシロシストセンチュウの
緊急防除に関する省令の一部を改正
する省令 (農林水産六二)

〔告 示〕

○農業分野に係る経営力向上に関する
指針の一部を改正する件

(農林水産一七九三)

○ジャガイモシロシストセンチュウの
緊急防除に関する告示の一部を改正
する件 (同一七九四)

〔公 告〕

諸事項

官庁

買収前の所有者等への売払い関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

日本弁護士連合会裁決関係

六 二 九 六 四 一

地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

七 六

省

令

○農林水産省令第六十二号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令
 ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

別表（第二条関係）

改正後

北海道	都道府県	網走市	市町村	防除区域
稲富（藻琴川以西の地域並びに九番二、五及び六、十一番一から四まで、十二番一から四まで、十三番一から七まで、十四番一から十まで、十五番二から四まで、十六番二及び四から六まで、十七番、十八番一及び二、十九番一及び二、二十番、二十二番二及び三、二十三番一から四まで、二十五番から三十一番まで、三十二番一及び三、三十三番一及び二、四十一番二、百七番一、百八番、百八番二、百九番、百九番二、百十番、百十一番、六百七十五番一及び二、六百七十七番一から五まで、六百七十八番、六百七十九番一から四まで、六百九十二番一から四まで、七百三十番から七百三十二番まで、二万十四番、二万五千九番、二万五千十番、三万八番並びに三万九番を除く。）、音根内（二百三十三番、二百三十七番一から六まで、二百三十八番一から五まで、二百三十九番一及び四から二十一まで、二百四十番一及び三から七まで、二百四十五番一及び二、二百四十六番一から三まで、二百四十七番一から六まで、二百四十八番、二百四十九番一及び二、二百五十番一から三十四まで、二百五十一番一から四まで、六から二十二まで及び二十五から六十六まで、二百五十二番一から三まで、五及び九から十八まで、二百五十三番一から七まで及び十から二十九まで、二百五十四番一から四まで、六、八及び十一、二百六十四番、二百六十四番二、二百六十五番一から三まで、二百六十六番一から六まで、八及び十六、二百六十七番一から三まで及び五、二百六十八番一から五まで、七から二十三まで、二十六から三十一まで及び三十三から四十一まで、二百六十九番一から三十五まで、二百七十番一から二十一まで、二百七十一番一から四まで、二百七十二番一から四まで、二百七十三番一から三まで、二				

別表（第二条関係）

改正前

北海道	都道府県	網走市	市町村	防除区域
稲富、音根内、昭和、豊郷、中園、鱒浦、実豊、藻琴及び山里				

この省令は、公布の日から施行する。

		<p>(略)</p> <p>斜里郡斜里町</p> <p>(略)</p> <p>以久科北、川上、豊倉、美咲及び来運(八十八番二、三、五から七まで、九及び十二から十五まで、九十一番十四、九十三番二十三から二十五まで、九十四番十六、百番一から三まで、百一番一、百二番、百五番一及び三から七まで、百六番一から三まで、百七番一から七まで、百八番一から三まで、六、八、十及び十一、百十番一及び三から五まで、百十一番一及び三から五まで、百十二番、百十三番一、二及び四から十四まで、百十四番一、二、四から十八まで、二十から二十三まで及び二十五から三十まで、百十五番一及び二、百十六番、百二十番一から三まで、百二十一番一、二、四及び五、百二十二番一及び四から十二まで、百八十六番五、六、八及び十三から十七まで、百八十七番一から六まで、百八十八番一及び三から六まで、百八十九番一、二、四から八まで、十一から三十三まで及び三十五から四十二まで、百九十番一及び三、百九十一番一、四及び六、百九十二番一及び二、百九十三番一から三まで、五及び七から九まで、百九十四番、百九十四番四から七まで、百九十五番一から五まで、百九十六番一、二及び四から七まで、百九十七番一及び三、百九十八番一から三まで、五、七から九まで及び十二から二十五まで、百九十九番一、三及び五から八まで、二百番一、三及び七から十まで、二百一番一、二、四、六、八、九及び十一から三十五まで、二百二番一から三まで、五、七及び九から十一まで、二百三番、二百四番、二百四番二、二百五番一及び二、二百六番並びに二百七番一から十一までを除く。</p>
	<p>(略)</p> <p>斜里郡斜里町</p>	<p>(略)</p> <p>以久科北、川上、豊倉、美咲及び来運</p>